

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略 称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則等
企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」	後発事象会計基準
企業会計基準適用指針第 35 号「後発事象に関する会計基準の適用指針」	後発事象会計基準適用指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>1. 意見の要旨</p> <p>後発事象会計基準を、財務諸表等規則第 1 条第 3 項及び連結財務諸表規則第 1 条第 3 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として指定する必要性自体を否定するものではない。しかし、後発事象会計基準適用指針第 5 項に規定される修正後発事象の特例的な取扱いは、後発事象会計基準第 8 項の原則に対する実質的な例外である。そのため、後発事象会計基準を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として指定するにあたっては、当該特例が会計基準本文ではなく適用指針に置かれていることによる規範階層上及び利用者理解上の問題を明確化する措置が必要である。</p> <p>少なくとも、今後予定される財務諸表等規則等の改正において、当該特例的な取扱いが後発事象会計基準第 7 項及び第 8 項の原則に対する実質的な例外であることを明示すべきである。また、同基準第 10 項が求める「財務諸表の公表の承認日」に関する注記の理解に影響を及ぼすことも明示すべきである。あわせて、金融庁から企業会計基準委員会に対し、当該特例的な取扱いの会計基準本文への移管を含めた検討を促すことを求める。</p> <p>2. 意見の理由</p> <p>(1) 特例的な取扱いを適用指針に規定することは、企業会計基準適用指針の役割を超えること</p> <p>後発事象会計基準第 7 項では、後発事象の評価期間の末日を原則として「財務諸表の公表の承認日」と規定している。加えて、第 8</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、会計監査人設置会社における確認日後に生じた修正後発事象の取扱いを、企業会計基準、企業会計基準適用指針又は実務対応報告のいずれの区分で定めるかについては、企業会計基準委員会における公開の審議等の適正手続を経て、後発事象会計基準及び後発事象会計基準適用指針の公表が行われたものと承知しております。</p>

項では、重要な修正後発事象については財務諸表を修正することを求めている。一方、後発事象会計基準適用指針第5項では、会計監査人設置会社の計算書類等及び連結計算書類における確認日後、財務諸表の公表の承認日までに発生した修正後発事象について、後発事象会計基準第8項の定めにかかわらず、修正後発事象として取り扱わないこととしている。そのうえで、当該事象を開示後発事象に準じて取り扱うという特例的な取扱いを規定している。

公益財団法人財務会計基準機構による「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第11条では、企業会計基準適用指針の役割を「企業会計基準の解釈や基準を実務に適用するときの指針」と定めている。にもかかわらず、上記の特例的な取扱いは、確認日から財務諸表の公表の承認日までの期間について、後発事象会計基準第8項の原則と異なる処理を認めるものである。したがって、これは単なる適用手順や重要性判断の補足ではなく、財務諸表本体を修正するか否かを左右する実質的な例外規定である。つまり、この特例的な取扱いは、会計基準の解釈や適用上の指針の範囲を超えて、会計基準の原則を期間的に制限する別段の定めとなっている。

企業会計基準委員会の審議の過程においても、特例的な取扱いの規定先について、会計基準、適用指針、実務対応報告等の複数の階層が検討された経緯がある（第545回企業会計基準委員会（2025年4月17日開催）審議事項(4)-2）。この経緯は、当該特例的な取扱いの規定先が基準体系上の検討課題であったことを示している。したがって、この問題は、会計基準本体に規定することによってのみ解消しうる構造的な問題である。

(2) 実質的な例外規定が会計基準本文から直接把握しにくい構造にあること

今回の改正案では、後発事象会計基準のみを一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として指定している。後発事象会計基準第2項は、同基準の適用にあたり後発事象会計基準適用指針も参照する必要がある旨を明記している。そのため、適用指針が参照対象となること自体は明らかである。

しかし、問題は参照の有無ではない。問題は、財務諸表本体を修正するか否かを左右する実質的な例外規定が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として指定される後

<p>発事象会計基準の本文から直接には把握しにくい形で置かれていることである。仮に特例的な取扱いが会計基準本体に規定されていれば、告示で会計基準を指定することにより、当然にその内容も指定対象に含まれる。その結果、この透明性の問題は解消する。</p> <p>(3) 「財務諸表の公表の承認日」に関する注記の理解に影響を及ぼすこと</p> <p>後発事象会計基準第 10 項は、財務諸表の公表の承認日及び承認した機関又は個人の名称の注記を求めている。この注記は、どの時点までに発生した事象が財務諸表に反映されているかを利用者が理解するための情報として位置づけられている。しかし、後発事象会計基準適用指針第 5 項の特例的な取扱いが適用される場合、確認日後から財務諸表の公表の承認日までに発生した修正後発事象は、財務諸表本体には反映されない。その場合、当該事象は開示後発事象に準じた注記にとどまる。すなわち、「財務諸表の公表の承認日」が注記されていたとしても、その日までに発生したすべての重要な修正後発事象が財務諸表本体に反映されているわけではない。そのため、注記の意味が限定される構造が生じる。</p> <p>この構造は、IAS 第 10 号「後発事象」と同一の用語を用いていることも相まって、利用者が理解すべき前提を会計基準本文だけでは把握しにくくしている。特に、日本基準の適用指針に精通していない海外の財務諸表利用者に誤解を生じさせるおそれがある。仮に特例的な取扱いが会計基準本体に規定されれば、IAS 第 10 号との相違点及び第 10 項の注記との関係がより明確に示される。その結果、この問題の軽減に資すると考えられる。</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--